

令和元年第2回（5月）臨時会

# 東伊豆町議会会議録

令和元年 5月14日 開会

令和元年 5月14日 閉会

東伊豆町議会

## 令和元年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月14日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会の報告について	4
○日程の追加について	10
○発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議について	11
○日程の追加について	13
○発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議について	14
○閉会の宣告	15
○署名議員	17

## 令和元年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和元年5月14日(火)午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会の報告について

追加日程第1 発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議について

追加日程第2 発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議について

---

### 出席議員(12名)

1番	笠井政明君	2番	稲葉義仁君
3番	栗原京子君	5番	西塚孝男君
6番	内山慎一君	7番	飯田桂司君
8番	須佐衛君	10番	藤井廣明君
11番	森田禮治君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	梅原裕一君
企画調整課長	村木善幸君	税務課長	福岡俊裕君
住民福祉課長	村上則将君	住民福祉課参事	木田尚宏君
健康づくり課長	鈴木嘉久君	農林水産課長	鈴木伸和君
農林水産課参事	国持健一君	建設課長	齋藤匠君
建設課技監	桑原建美君	防災課長	竹内茂君
会計課長兼 会計管理者	正木三郎君	教育委員会 事務局長	梅原巧君

水道課長 鈴木貞雄君 水道課参事 前田浩之君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長 山田義則君 書記 吉田瑞樹君

---

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田桂司君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

令和元年第2回臨時会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和元年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会します。

なお、観光商工課長、健康づくり課参事より、本日の会議を欠席するとの届け出がありましたので、御報告します。

---

◎開議の宣告

○議長（飯田桂司君） これより直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（飯田桂司君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田桂司君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、栗原議員、5

番、西塚議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯田桂司君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会の報告について

○議長（飯田桂司君） 日程第3 風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会の報告についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

1番、笠井議員。

（1番 笠井政明君登壇）

○1番（笠井政明君） 朗読をもって報告とさせていただきます。

令和元年5月14日、東伊豆町議会議長、飯田桂司様。

風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会委員長、笠井政明。

風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査の趣旨、風力発電修繕工事に係る事務検査を行った結果、第三者に対して証言及び資料請求の必要が生じたことによる。

2、特別委員会の設置。

（1）設置決議、平成31年3月25日議決。

（2）委員会の定数、5人。

(3) 委員構成、委員長、1番、笠井政明、副委員長、14番、山田直志、委員、3番、栗原京子、委員、10番、藤井廣明、委員、13番、定居利子。

3、調査事件、風力発電修繕工事の執行時期等に関する事務手続の疑義の件。

4、委員会の開催状況。

(1) 会議回数、月日、場所、出席委員等は以下のとおりになります。

5、証人の出席等。

(1) 修繕業者、1名、(4月23日秘密会)。

(2) 町関係者、4名、(4月23日秘密会)。

(3) 東伊豆町稲取、遠藤一司、(4月24日)。

(4) 東伊豆町奈良本、太田長八、(4月24日)。

6、記録、資料の提出。

(1) 地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録。

ア、東伊豆町。

(ア) 平成29年度月次検査報告書及び年次報告書。

(イ) 平成30年度月次検査報告書及び年次報告書。

(ウ) 修繕工事に係る見積書。

(エ) 修繕工事に係る契約書一式。

(オ) 修繕工事に係る完成届の書類。

(カ) 修繕工事に係る完成検査の書類。

(キ) 平成30年9月から平成31年1月までの発電状況。

(ク) 風力発電業務に係る運用マニュアル。

(ケ) 修繕工事に係る業者とのメールのやりとり。

(コ) 8月の落雷による保険関係書類一式。

イ、修繕業者。

(ア) 各種修繕工事に係る書類一式。

2号車ローターヘッド内制御装置故障復旧。6月13日契約、6月15日作業の工事。

キュービクルエラー調査・復旧対応。10月27日見積もり、10月28日作業の工事。

3号機キュービクル漏電リレー交換。8月29日見積もり、8月30日作業の工事。

2号機、3号機エラー調査・復旧対応(第1回目)。8月13日見積もり、8月13日作業の工事。

2号機、3号機エラー調査・復旧対応（第2回目）。9月10日請書、9月11日見積もり、12月13日完了の工事。

2号機、3号機エラー調査・復旧対応（第3回目）。10月18日見積もり、10月19日作業の工事。

キュービクル単独運転検出装置交換。9月13日見積もり、12月12日請書、12月12日完了の工事。

（イ）東伊豆町との平成30年8月から12月までのメールのやりとり。

（ウ）部品製造業者への部品の発注書、納品書及び支払いの記録。

## 7、調査の内容と結果。

（1）調査において明らかになった事項。

風力発電単独運転検出装置修繕工事は、風力発電事業特別会計補正予算第2号（平成30年12月11日議決）で議決する前に発注及び修繕工事が行われていたことが明らかになった。

ア、補正予算成立前に発注が行われていた。

請負業者（以下「業者」という）と町企画調整課担当によるメールのやりとりにおいて、平成30年9月7日には見積もりを把握し、同年9月11日にはメールにて修繕を発注した。業者においても9月11日に「御注文いただきましてありがとうございます」と受注を確認している。また、9月19日に工事発注内示書を業者からメールで提示され、町担当者も押印して返信している。

その後、業者は受注生産される単独運転検出装置の注文書を9月21日に装置製造業者に発送し、10月2日に装置製造業者より注文請書が送付された。

イ、風力発電単独運転検出装置修繕工事は、平成30年11月9日に修繕が完了していた。

業者に平成30年11月9日付の単独運転検出装置交換作業報告書が保管されていた。関係者証言や契約時期、発電量記録とも整合しており、11月9日に修繕工事は終わっていたことを確認した。

なお、同報告書は、町から本委員会へは提出されなかった。

ウ、風力発電単独運転検出装置修繕工事請書及び修繕業務完了検査復命書の日付の調整が行われていた。

町に保管されている平成30年12月12日付の風力発電単独運転検出装置修繕工事請書（以下「単独運転検出装置修繕工事請書」という）及び平成30年12月25日付修繕業務完了検査復命書（以下「完了検査復命書」という）は、工事日、完了日ともに平成30年12月12日と記入さ



れているが、企画調整課は日付を記入しないものを業者に要請して受け取り、手書きにて日付を書き込み、使用されていた。なお、実際の工事は平成30年11月9日に行われており、平成30年12月11日議決後に請負契約、修繕工事、工事完了のつじつまを合わせを行っていた。

町に保管されている12月12日の単独運転検出装置交換作業報告書は、12月12日に修繕工事が行われたと見せかけるため、業者に依頼し作成させた。また、実際に修繕工事が行われているように偽装するため、業者に必要のない現地作業をさせていた。

エ、町長・副町長において、書類内容の確認を行わず決裁がなされていた。

平成30年12月12日付風力発電単独運転検出装置修繕工事請書については見積書が添付されているが、町長・副町長は有効期限が切れているにもかかわらず、内容の確認をせず決裁を行っていた。

また、平成31年2月5日、風力発電施設保険に係る復旧通知書についての決裁がされているが、保険会社へ送付した添付書類、復旧通知書には復旧完了日、平成30年11月29日と記載されており、完了日の相違が見られた書類に決裁処理がなされていた。

(2) 関係者の関与について。

ア、太田町長の関与。

太田町長は、予算前に風力発電修繕工事が終了していたことを3月28日まで知らなかったと証言した。

しかし、前企画調整課長からの証言において、9月に故障したこと、見積もり書について9月に町長へ報告したこと、その後、伊豆新聞の報道（昨年10月24日付）等もあった。昨年11月以降2月までのこの間に、町営風車の民間事業者への移譲問題があり、担当の前企画調整課長とは風力発電に関して打ち合わせ等も行われ、3度の全員協議会に臨んでいたことなどをあわせ考えると、その言葉に疑問を禁じ得ない。

また、平成30年12月12日の工事請負完了届等、決裁時に書類、修繕工事に関して、工事の完了が早いと感じながらも何の確認もしなかった。

その後、平成31年2月5日に決裁を行っている保険会社への復旧通知書においては、内容の把握、確認を行っておらず、職務怠慢が見受けられる。

3月議会定例会において地方自治法による98条事務検査、100条事務調査に当たっても、町長は調査点検の指示を行わなかった。太田町長が事実を知ったとされる3月28日以降も前企画調整課長への怒りの言葉が一切聞かれないばかりか、「まさか、残念。これからの第二の人生を歩む中でこんなことをしてはいけないよ」と声をかけていることなど、一連の事態

を軽く考えていたと推測される。

イ、鈴木副町長の関与。

平成30年12月12日の決裁、平成31年2月5日の決裁において、内容の把握、確認を怠った。

ウ、遠藤前企画調整課長の関与。

単独運転検出装置修繕に関して、事故確認後、迅速に財源対応すれば起こり得なかった。遠藤前企画調整課長は、一日でも早く動かしたかったと証言したが、管理職として、風力発電特別会計基金が底をついている中で、いち早く町長と協議して財源対応すべきところであるが、放置したまま工事契約の指示をしている。

町長への報告、相談については、9月の見積もり報告以外記憶にないと証言しており、相談しない理由については証言されず、私の一存でやったと繰り返した。

また、単独運転検出装置修繕工事請書及び完了検査復命書に事実でない日付を記入させる指示を担当職員に行い、12月12日に工事をしていた事実をつくるために、必要のない事後対応に担当職員と業者を現場に向かわせる指示もしていた。

エ、企画調整課職員の関与。

契約のやりとりや単独運転検出装置修繕工事請書及び完了検査復命書には、企画調整課職員が実務的な立案を行っているが、今回の事務処理は企画調整課職員の意思ではなく、前企画調整課長の指示で行われた。企画調整課職員も疑問や不安を抱えながら、前企画調整課長に意見を具申するも聞き入れられず、指示に従わざるを得ない状況であった。

(3) 問題点。

ア、議会への説明。

故障が発覚し、修繕が必要となった時点で議会へ報告、相談がなされていなかった。9月の見積もり時点で報告があれば、このような事態は回避できた。

イ、修繕発注の虚偽及び偽装工作。

平成30年12月議会において、前企画調整課長が虚偽の答弁を行っていた。

これに関しては9月において議会への説明もなく発注を行い、その後、臨時議会においても説明を怠ったことによりつじつま合わせがなされ、このような事態を招くことになった。

ウ、書類決裁の怠慢。

平成30年12月12日付の単独運転検出装置修繕工事請書については、町長、副町長ともに内容の把握を怠ったため、有効期限が切れた見積書について企画調整課にも確認をしていない。

平成31年2月5日に処理された風力発電施設保険に係る復旧通知書についての決裁は、内

容を確認していれば、3月議会前に12月補正予算可決前の修繕工事が執行されていたことに気づくはずである。

エ、特別会計予算の把握。

町長は町の最高責任者であるにもかかわらず、特別会計は担当課長に任せていたので把握していないと証言している。このことが前企画調整課長の単独で200万円を超える修繕を行える結果となった。

(4) まとめ。

本調査においてこのような事実が確認されたことは、議会として遺憾である。当局側のリスク対応についても、12月定例会、98条事務検査が行われた段階でも内部調査を行わず、100条に基づく調査委員会が設置されてから、前企画調整課長からの告白を平成31年3月28日に受け、4月5日に初めて委員会へ説明と謝罪を行った。報告まで1週間経過したことを考えると、今回の件に対し軽く考えていたと思われる。また、その対応の遅さで前企画調整課長に対し懲罰を与えられなかったことは、逃げ得と受けとめられかねない。

よって、本委員会は下記の提案をし、まとめとする。

ア、役場内のコンプライアンス（法令遵守）の見直し。

公務員という立場上、職員一人一人が責任を持ち、法令にのっとり仕事を行うこと。

イ、相互チェックの強化に向けた体制の構築。

幹部職員間の情報共有、相互チェック機能強化により、組織として不正を防止する体制を整備すること。

ウ、議会への説明の徹底。

今回の件は、議会への説明を徹底していれば防げた案件である。よって、当局は今まで以上に議会への連絡、説明の徹底を行うこと。

エ、公益通報制度の見直し。

窓口は総務課長であるが、対応するのは町長となっている。これでは公益通報制度は機能しない場合がある。よって、顧問弁護士等の窓口等が情報の提供を受けることを目的として内部及び外部からの通報制度の整備を検討すること。

8、調査費用。

費用弁償、3万7,920円。

以上です。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は委員会の報告書のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(飯田桂司君) 起立多数です。よって、本案は委員会報告書のとおり決しました。

(「議長」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 14番、山田議員。

○14番(山田直志君) 動議を提出したいと思います。

○議長(飯田桂司君) 14番、山田議員より動議の内容についての説明をお願いします。

○14番(山田直志君) 太田長八町長に対する辞職勧告決議案を提出したいと思いますので、よろしく取り扱いをお願いします。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(飯田桂司君) ただいま、14番、山田議員ほか4名から太田長八町長に対する辞職勧告決議案についてが提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。太田長八町長に対する辞職勧告決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(飯田桂司君) 起立多数です。したがって、太田長八町長に対する辞職勧告決議案についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは可決されました。

資料の配付のため暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時54分

○議長（飯田桂司君） 休憩を閉じ再開します。

---

◎追加日程第1 発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議について

○議長（飯田桂司君） これより、追加日程第1 発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ただいま動議として提出しました太田長八町長に対する辞職勧告決議について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年5月14日提出、東伊豆町議会議長、飯田桂司様。

提出者、山田直志。賛成者、笠井政明、栗原京子、定居利子、藤井廣明。

太田長八町長に対する辞職勧告決議。

地方自治法では、町長は地方公共団体を統括、代表し、また事務を管理し執行するとその職務と権限を明示している。

本年3月から5月にかけて、地方自治法第100条に基づく事務調査で明らかになった予算議決前の風力発電修繕工事（以下「修繕工事」という）では、太田町長が関与した証拠や証言は得られなかった。しかし、議会が修繕工事に関して検査、調査を進めてきたこの間の太田町長の言動は、通常ではあり得ないものである。

（1）太田町長は議会が検査、調査を行おうとしている風力発電事業特別会計について、

「特別会計だから全部課長に任せている」との発言が広く報道された。14年目の町長職にある太田町長の発言としては稚拙な発言である。仮にそのとおりに任せているなら、町長の職責を果たしていないことをみずから明らかにしたことになる。

(2) 太田町長は議会を軽視し、議会の言動に対して組織としての対応を何もとらなかった。98条事務検査、100条事務調査は、通常の議会運営では発動されることの少ない権能である。この議会の動きに町当局が機敏に対応していれば、ここまでの調査は必要ない。事態は未然に内部でも対処できたものである。しかしながら、太田町長は前企画調整課長の言葉をうのみにして、組織を動かし再調査、点検など一切行わなかった。このことが今回の事案が大きな問題となった要因である。

(3) 3月28日に前企画調整課長から事実を聞いて、前企画調整課長のかかわった行為が適正なものでなければ、前企画調整課長を再度処分することも必要であったが、太田町長は何もされなかった。太田町長は町の名誉や町民との信頼をどのように考えているのか。町を代表する町長のこれらの言動は、その職務と権限を理解し執行しているとは言えず、町の名誉と町民からの信頼を失墜させ続けている。

よって、太田長八町長は、町長職をみずから辞職されることを勧告する。

以上、決議する。

令和元年5月14日、東伊豆町議会。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第4号 太田長八町長に対する辞職勧告決議についてを採決します。

この決議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 太田長八町長に対する辞

職勧告決議については可決されました。

(「議長、動議」の声あり)

○議長(飯田桂司君) 14番、山田議員。

○14番(山田直志君) 議長、懲戒処分に対する公正な適用を求める決議を提出したいと思っています。

---

#### ◎日程の追加について

○議長(飯田桂司君) ただいま、14番、山田議員ほか4人から懲戒処分に対する公正な適用を求める決議についてが提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。懲戒処分に対する公正な適用を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(飯田桂司君) 起立多数です。したがって、懲戒処分に対する公正な適用を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることは可決されました。

資料の配付のため暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時04分

○議長(飯田桂司君) 休憩を閉じ再開します。

---

◎追加日程第2 発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議について

○議長（飯田桂司君） これより、追加日程第2 発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議について、朗読をもって提案させていただきます。

発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和元年5月14日提出。東伊豆町議会議長、飯田桂司様。

提出者、山田直志。賛成者、笠井政明、栗原京子、定居利子、藤井廣明。

懲戒処分に対する公正な適用を求める決議。

平成31年3月25日の議会定例会後に遠藤前企画調整課長（以下「前企画調整課長」という）が議員2名に対して発した暴言について、町は戒告処分の対応を行ったところである。しかし、前企画調整課長は担当課長として権限を越え、予算の裏づけのない工事を発注し、公文書に事実でない日付を記入させ、終了した工事を隠蔽しようと部下に指示するなど、町長や議会にうそをつき続けてきたことを、風力発電修繕工事に関する事務調査特別委員会にて証言した。

これらはどれも公務員として許される行為ではない悪質なものであるが、前企画調整課長は、退職により何のともがめも受けてはいない。太田町長は、平成31年3月28日に前企画調整課長から工事隠蔽等の事実を聞いているが、何の対応もされず、町の緩慢な対応から、前企画調整課長は再度の処分を受けることがないまま退職した。

これらの不祥事は町の名誉や信頼を傷つける行為であったが、前企画調整課長への処分は極めて不十分で、町民の不信を招くものである。

今後このような事態を招かないよう、懲戒処分については迅速かつ適正にされるよう要望する。

以上決議する。

令和元年5月14日、東伊豆町議会。



以上でございます。

○議長（飯田桂司君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議についてを採決します。

この決議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田桂司君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号 懲戒処分に対する公正な適用を求める決議については可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（飯田桂司君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時08分